

下呂市社会教育関係団体登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体（以下「団体」という。）の登録について、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 団体登録を受けることができる団体は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 公の支配に属さないこと。
- (2) 社会教育に関する事業を行うことを目的とすること。
- (3) 自主的、民主的組織により運営されていること。
- (4) 営利を目的としないこと。
- (5) 主な活動の本拠及び連絡先が市内にあり、組織の構成員の過半数が市内在住又は在勤者であること。
- (6) 構成員が5人以上で、団体の組織及び活動のために代表者を置き、規約又は会則を有し、継続的に活動を行っていること。

(登録の申請)

第3条 登録を受けようとする団体は、社会教育関係団体登録・更新申請書（兼登録簿）（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、下呂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請しなければならない。

- (1) 規約又は会則
- (2) 会員名簿
- (3) 年間活動計画書
- (4) 収支予算書

(登録の認定又は不認定)

第4条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、下呂市社会教育委員の会議の意見を聴取し、登録の認定又は不認定の決定を行うものとする。

2 前項の規定により登録の認定をしたときは、下呂市社会教育関係団体登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。又、不認定としたときは、不認定通知書（様式

第3号)により申請者に通知するものとする。

(登録証の有効期間)

第5条 登録証の有効期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。ただし、年の途中で交付する登録証の有効期間は、残期間とする。

(登録の更新)

第6条 登録証の交付を受けた団体(以下「登録団体」という。)は、引き続き登録を受けようとする場合は、登録証の有効期間満了の1カ月前から更新の手続を行うことができるものとし、その方法は、第3条に規定する登録の申請による。

(登録の取消し)

第7条 教育委員会は、登録団体が、次の各号の一に該当する場合は、下呂市社会教育委員の会議の意見を聴いて、当該団体の登録を取り消すことができる。

(1) 解散又は第2条に定める基準に適合しなくなったとき。

(2) 虚偽の申請により団体の登録又は更新を受けたとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号 (第3条、第6条関係)

下呂市社会教育関係団体登録・更新申請書
(兼 登 録 簿)

申請年月日： 年 月 日

下呂市教育委員会
教育長

様

团体名 _____

代表者名

下呂市社会教育関係団体登録要綱第3条の規定により、別紙のとおり、会則、役員・会員名簿、年間活動計画書、収支予算書を添えて申請します。

なお、生涯学習推進のため、団体名称、活動内容及び本申請書に記載の事項につき、公表することに同意します。

記

団 体 の 名 称			
団 体 の 種 別	1：成人教育団体 2：青少年教育団体 3：芸術文化団体 4：体育関係団体 5：その他の団体（ ）		
代 表 者	氏 名		
	住 所	下呂市	電話
事務連絡担当者	氏 名		
	住 所	下呂市	電話
会 員 数	名（市内在住	名、在勤者	名、市外在住 名）
会員の年齢層	歳から	歳まで	
入 会 資 格	無・有→（ ）		
会 費 の 有 無	無・有→（	円／月・年	）
講師・指導者	無・有→（ ）		
主たる活動日	活動曜日（ ）曜日	時間帯（	： ～ ： ）
主たる活動会場			

教育委員会記入欄

受付年月日（受付印）	社会 教育 委員 の 会 議	開催年月日	年	月	日	
		認定の可否	認 定 ・ 不 認 定			
		登録番号	第 号			
		備 考 欄				

様式第2号（第4条関係）

(表)

下呂市社会教育関係団体登録証

登録番号	第 号
団 体 名	
代 表 者	氏名 住所

年 月 日

下呂市教育委員会 印

(裏)

〔注 意 事 項〕

- 1 この証は下呂市の社会教育関係施設を利用する際に必要ですから、大切に保管しておいてください。
- 2 この証は他の団体や個人に貸したりゆずったりしないでください。
- 3 この証の記載事項に変更を生じた場合又は紛失した場合は、直ちに委員会へ報告してください。
- 4 この証に加筆したり、記載事項を抹消したりすると無効になります。
- 5 この証の有効期間は登録年度内です。

様式第3号（第4条関係）

下呂市社会教育関係団体登録 不認定通知書

通知年月日： 年 月 日

団体名

代表者 様

下呂市教育委員会
教育長



下呂市社会教育関係団体登録要綱第4条の規定により、 年 月 日付で申請の
ありました貴団体について、厳正な審査の結果、下記の理由により認定しないことを決定
しましたので通知します。

記

団体の名称		
代 表 者	氏 名	
	住 所	下呂市 電話
認定されなかった理由		